

冷蔵設備規則

規則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 35 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2022 年 6 月 30 日 規則 第 35 号
冷蔵設備規則の一部を改正する規則

「冷蔵設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 登録検査

2.2.1 製造中登録検査

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 前-3.に規定する図面及び資料の他，次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。

アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

附 則

1. この規則は，2022 年 6 月 30 日から施行する。

冷蔵設備規則検査要領

要
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 22 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 6 月 30 日 達 第 22 号
冷蔵設備規則検査要領の一部を改正する達

「冷蔵設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.1 一 般

2.1.4 として次の 1 条を加える

2.1.4 検査の準備等

規則 2.1.4-5.の適用上，定期的検査においては，交換又は新たに搭載された機器及び部品等に対して，アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.2 登録検査

2.2.1 として次の 1 条を加える。

2.2.1 製造中登録検査

規則 2.2.1-5.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

附 則

1. この達は、2022 年 6 月 30 日から施行する。